

坂出市テニス協会 開催大会中止のガイドラインについて

いつも大会の参加、運営にご協力頂きありがとうございます。

早速ですが新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法の位置付けが、5類感染症に変更されますが、新型コロナに関係なく、政府もしくは県独自の緊急事態相当の宣言を発出した際は、協会としても参加者の安全を第一に考えないといけないことから、開催大会中止のガイドラインは継続しますのでご理解、ご協力の程宜しく願います。

- 1) 香川県が国が発出する緊急事態相当の宣言の対象地域になった場合。
- 2) 香川県が独自の緊急事態相当の宣言を発出した場合。

尚、宣言が解除になって、大会が開催可能な状況になっても収束が判断されるまでは対策を施して運用していきます

以上ご理解とご協力をお願い致します。

令和5年5月8日 坂出市テニス協会
会長 大福 義一